

宮城県住生活基本計画（中間案）へのご意見等及び対応内容一覧

資料2

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
1	市町村	第1章	P2	2 計画の位置づけ (3行目から) ・・・また、本県の様々な住宅関連計画の基本的な方向性を示すとともに、今後更に策定が期待される市町村の住生活基本計画の指針としても役割を担うものです。	2 計画の位置づけ 以下のとおり修正する。 ・・・また、今後更に策定が期待される市町村の住生活基本計画の指針としての役割を担うとともに、各市町村における取り組みにおいても、本計画における考え方を踏まえ、地域の状況に応じながら進めていくことも期待されます。 理由：本市では既に住生活基本計画を策定しており、今後策定も含め、策定した市町村住生活基本計画との関係や役割分担も明記したらどうか。	2 計画の位置づけ ご意見を踏まえ、修正しました。 ・・・また、今後更に策定が期待される市町村の住生活基本計画の指針としての役割を担うとともに、各市町村においては全国計画や本計画を踏まえながら、地域の実情に応じた取り組みの推進が期待されます。
2	事務局	第2章	P6 ～ P34	1 宮城県の住生活をめぐる現状と課題	第2章内の章の構成で、「1 宮城県の住生活をめぐる現状と課題」の中に、「住生活を巡る国の動向」があり、宮城県の住生活の現状と課題ではないことから、章の構成を見直すべきではないか。	1 宮城県の住生活をめぐる現状 第2章内の構成を見直しました。
3	事務局	第2章	P9 P12 P14 P16 P18 P20	(1) 「宮城県をめぐると現状と課題」 (現状と課題を再整理を新規追加)	(1) 「宮城県をめぐると現状と課題」内の項目ごとの最後のページに現状と課題を再整理すると分かり易いため、整理すべきではないか。	(1) 「宮城県をめぐると現状と課題」 各々の項目の最後のページで現状と課題を再整理しました。

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
4	みやぎ復興 住宅整備 推進会議	第2章 第4章	P18 P60	<p>第2章 1 (5) ②災害リスク (1行目から) 令和元年東日本台風など、<u>気候変動の影響と思われる災害が頻発・激甚化しています。</u></p> <p>第4章 目標3 基本方針(3) 施策2 震災の経験等を踏まえた住まいの再建 (6行目から新規追加)</p>	<p>令和元年10月 台風19号被害、令和3年2月・3月・5月の地震被害にて多くの在宅避難者、復旧支援の必要な県民がいることに触れなくてもよいものなのか。</p>	<p>第2章 1 (5) ②災害リスク (P18) ご意見を踏まえ、修正しました。 <u>気候変動の影響と思われる災害が頻発・激甚化しており、令和元年東日本台風などにより被災した方の生活再建は完了していない状況です。</u></p> <p>第4章 目標3 基本方針(3) 施策2 (P60) 震災の経験等を踏まえた住まいの再建 ご意見を踏まえ、追記しました。 <u>・県は、災害が発生した際に、災害救助法に基づく応急修理などの救助、独立行政法人住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」、住宅関連事業者などが実施している住宅再建の相談の取組などについて、被災者へ情報提供を行い住宅再建を支援します。</u></p>
5	宮城県居住 支援協議会	第2章	P22	—	<p>(2) 住生活を巡る国の動向 住生活基本計画(全国計画) 「居住者・コミュニティ」の視点 目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現 (2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり</p> <p>職住・職育が近接する環境の整備 保育施設や公園で遊ぶ子どもの声も騒音として苦情がある。夜勤等で日中眠る方や自宅療養の方には子どもたちの声も騒音となっており、子育て支援施設の数の整備だけでなく、両者の負担を減らすハード面の工夫と、子どもたちがのびのび過ごせるよう地域の意識の醸成も記載が必要ではないか。</p>	<p>ご意見のありました国の住生活基本計画の基本的施策の基本的な施策に対するご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また第5章 重点推進プログラム「2 若年子育て住まい応援プログラム」の重点内容、「子育てしやすい住まい・居住環境の整備」において、国の動向を把握しつつ、市町村などと連携し具体的な取り組みを検討していきます。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
6	事務局	第3章	P39	<p>2 住宅政策の目標 (2行目から)</p> <p>本計画においては、みやぎの豊かな住生活の実現に向けて、住生活基本計画（全国計画）や県内の住生活の現状と課題を踏まえ、_____</p> <p>_____次に示す3つの目標に沿って、総合的な住宅政策を推進していきます。</p> <p><u>（新規追加）</u></p>	<p>第2章「住生活をめぐる現状と課題」と第3章「住宅政策の目標」の繋がりを、分かり易く表現すべきではないか。</p>	<p>2 住宅政策の目標</p> <p>次のとおり修正しました。</p> <p>本計画においては、みやぎの豊かな住生活の実現に向けて、住生活基本計画（全国計画）や県内の住生活の現状と課題を踏まえ、<u>5つの視点からの重視すべき課題を整理し、</u>次に示す3つの目標に沿って、総合的な住宅政策を推進していきます。</p> <p><u>なお、「居住者の視点」は目標1、「ストックの視点」は目標2、「まちづくりの視点」は目標3、「東日本大震災からの復興の視点」は目標1と3、「新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化の視点」は各目標に、それぞれ繋がっています。</u></p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
7	市町村	第4章 第5章	P42 P64	<p>第4章 1 目標に向けた施策展開 (2行目から) 本章では、目指す住生活の姿の実現に向けて、3つの目標ごとに基本方針を定めて展開する施策を示します。 <u>(新規追加)</u></p> <p>第5章 重点推進プログラム (1行目) 本県が直面している課題に対応し、 重点的に取り組む施策を【重点推進プログラム】と位置づけ、・・・</p>	<p>「第6章(1)③2)市町村の役割」として、3行目「住宅政策の推進にあたっては、国や県の住生活基本計画を踏まえつつ、各市町村が地域の課題に応じた取組を行うことが期待されます」となっている。第4章冒頭、第5章冒頭においても、読み手が混乱しないよう「本章に記載された施策・取組については、市町村が地域の状況に応じて適宜実施する」旨の記載が必要ではないか。</p> <p>理由：市町村ごとに実施する取り組みは異なると思われるが、市町村を主語にして記載された取り組みは、すべての市町村が必ず取り組まなければならないものと受け取られる可能性がある。</p>	<p>第4章 1 目標に向けた施策展開 (P42) ご意見を踏まえ、修正しました。 本章では、目指す住生活の姿の実現に向けて、3つの目標ごとに基本方針を定めて展開する施策を示します。<u>施策の推進にあたっては、多様な主体が各々の役割を果たし、連携・協働のもと進めるとともに、県と市町村は地域の実情に応じた施策を展開します。</u></p> <p>第5章 重点推進プログラム (P64) ご意見を踏まえ、修正しました。 本県が直面している課題に対応し、<u>第4章における施策展開のうち</u>重点的に取り組む施策を【重点推進プログラム】と位置づけ、・・・</p>
8	県庁 関係各課	第4章	P42 P43	<p>「SDGs17」については、目標1基本方針(1)、目標3基本方針(2)に記載していた。</p>	<p>1 目標に向けた施策展開 対応するSDGsについて。 目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」については、ほとんどの施策に関わる目標であると考えてるので、再度対応の確認が必要ではないか。</p>	<p>意見のとおり、「SDGsの17」については全ての目標、基本方針に対応していますので、「第4章 1 目標に向けた施策展開」の右上に次の通り追記しました。</p> <p><u>多様な主体の連携としてSDGs「17」については、すべての基本方針に共通して対応しています。</u></p>
9	事務局	第4章	P42 P43	<p>目標1基本方針(4) 施策2 高齢者が安心して暮ら<u>せる</u>住まい方と環境づくり</p> <p>目標3基本方針(2) 施策1 多様な人々・世代が暮ら<u>せる</u>住まい・まちづくり</p>	<p>目標1基本方針(4) 施策2及び目標3基本方針(2) 施策1の施策名称について、「暮ら<u>せる</u>」という表現より、「暮ら<u>しやすい</u>」という表現が、施策に合っているのではないか。</p>	<p>施策名称を次のとおり修正しました。 目標1基本方針(4) 施策2 高齢者が安心して暮ら<u>しやすい</u>住まい方と環境づくり</p> <p>目標3基本方針(2) 施策1 多様な人々・世代が暮ら<u>しやすい</u>住まい・まちづくり</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
10	宮城県居住 支援協議会	第4章	P42 P43	—	1 目標に向けた施策展開 1 3の基本方針 住宅の確保に向けた配慮を要する人々は、低額所得者や被災者、障害者、子どもを育成する家庭、さらにはニューカマーと呼ばれる新たな定住外国人と多種多様であるが、障害者から直接連絡相談を受けるケースが多くなっており、障害者に対する基本方針も定める必要があるのではないか。	ご意見のありました障害者に対する基本方針につきましては、「目標1 基本方針（1）居住支援体制の充実、基本方針（2）公営住宅等の適切な供給、基本方針（3）民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実」や「目標3 基本方針（2）人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現」に含まれております。
11	吉野委員 (当懇話会)	第4章	P44 ～ P47	—	高齢者の経済的な問題、住まいが借りられないという身元保証の問題など、高齢者特有の問題があり、貸主の方の不安を軽減していく取り組みが記載していて心強い。	取組を推進していきます。
12	市町村	第4章	P45	目標1 基本方針（2）施策1 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 (4行目から) ・市町村は、・・・地域の需要にきめ細かく対応し、市町村営住宅の適切な供給を行います。	目標1 基本方針（2）施策1 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 (4行目から) 「市町村は、・・・地域の需要にきめ細かく対応し、市町村営住宅の適正な供給を行います。」となっているが、公営住宅の需要に対する供給を確保することが現状難しい状況である。	目標1 基本方針（2）施策1 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・市町村は、・・・地域の需要にきめ細かく対応し、市町村営住宅の適切な供給を行うとともに、 公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の活用などを検討するなど、重層的かつ柔軟なセーフティネットの充実に図ります。 ※県は、県内の公営住宅の需要と供給のバランスの確保に取り組むこととしており、市町村の施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、積極的に助言や技術的な支援に努めることとしております。

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
13	市町村	第4章	P45	目標1 基本方針(2) 施策1 需要に応じた公営住宅等の適切な供給 (10行目から) ・県と市町村は、社会情勢等の変化により住まいに求められているニーズが時代によって変化していることから、 <u>外壁の断熱化などの改善工事などの取り組みを行っていきま</u> <u>す。</u>	目標1 基本方針(2) 施策1 需要に応じた公営住宅等の適切な供給 以下のとおり修正する。(9行目から) ・県と市町村は、社会情勢等の変化により住まいに求められているニーズが時代によって変化していることから、 <u>外壁の断熱改修などの取り組みなど、ニーズを踏まえた取組</u> <u>を行っていきます。</u> 理由：限定的な表現ではなく例示に留めるため。	目標1 基本方針(2) 施策1 需要に応じた公営住宅等の適切な供給 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県と市町村は、社会情勢等の変化により住まいに求められているニーズが時代によって変化していること <u>を踏まえ、公営住宅等の外壁の断熱化などの改善工事に</u> <u>取り組むなど、時代に即した供給に努めます。</u> ※風呂釜等の設置については、地域の実場に応じて様々な取り組みが考えられることから、「など」に含めております。
14	宮城県居住 支援協議会			目標1 基本方針(2) 施策1 需要に応じた公営住宅等の適切な供給 風呂釜・浴槽の設置も進められており、記載した方がよいのではないかと。	理由：複合的問題や制度の狭間の対応窓口として、「住まいの確保」に係る問題は多くあるが、確保まで時間・日数を要している現状。その間の繋ぎとしてシェルターがあると、本人の安心や円滑支援に繋がりがやすい。	
15	市町村	第4章	P45 P58	目標1 基本方針(2) 施策2 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 (4行目から) ・県と市町村は、 <u>_____</u> <u>_____</u> 今後増加が見込まれる公営住宅や災害公営住宅の空き住戸について、移住・定住用の住宅や子育て支援施設などへ活用し、適切な運営に努めます。	目標1 基本方針(2) 施策2 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 <u>空き住戸のシェルターとしての利活用を追記。</u> 理由：複合的問題や制度の狭間の対応窓口として、「住まいの確保」に係る問題は多くあるが、確保まで時間・日数を要している現状。その間の繋ぎとしてシェルターがあると、本人の安心や円滑支援に繋がりがやすい。	目標1 基本方針(2) 施策2 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県と市町村は、 <u>移住定住や福祉の担当部局などと連携を</u> <u>図り、</u> 今後増加が見込まれる公営住宅や災害公営住宅の空き住戸について、移住・定住用の住宅、子育て支援施設、 <u>生活自立支援施設などへ目的外使用するなど、地域の実情</u> <u>に応じた適切な運営に努めます。</u>
16	市町村			目標1 基本方針(2) 施策2 公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営 以下の通り修正。(4行目から) ・県と市町村は、今後増えるおそれがある公営住宅や災害公営住宅の空き住戸について、移住・定住用の住宅や子育て支援施設を <u>図る</u> など、適切な運営に努めます。 理由：限定的な表現ではなく例示に留めるため。	※P58「目標3 基本方針(2) 施策1 多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり」を同様に修正しました。(6行目から) ※空き住戸の活用は、地域の実場に応じて様々な取り組みが考えられることから、「など」に含めております。	
17	事務局			他県では、県営住宅の空き家の活用で学生寮など様々な事業等があるため、地域の実情に応じて活用できるよう記載すべきではないかと。		

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
18	千葉委員 (当懇話会)	第4章	P46 P58	<p>目標1基本方針(3) 民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実 (1行目) _____住宅確保要 配慮者が・・・</p> <p>目標3基本方針(2) 人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現 (3行目から) 地域の主体的な支え合いを育み, _____ _____「地域共生社会」の実現を目指 していきます。</p>	<p>計画案の基本方針に、低所得者、障害者、外国人がどこ に入っているのか、どのようになっているのか、わかるよ うに記載が必要。</p>	<p>目標1基本方針(3)(P46) 民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実 ご意見を踏まえ、修正しました。(P46) <u>低額所得者、高齢者、障害者、外国人などの</u>住宅確保要 配慮者が・・・</p> <p>目標3基本方針(2)(P58) 人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現 ご意見を踏まえ、修正しました。(P58) 地域の主体的な支え合いを育み, <u>年齢や性別、障がいの 有無などに関わらず、全ての住民一人ひとりの暮らしと生 きがい、地域をともに創る</u>「地域共生社会」の実現を目指 していきます。</p> <p>また、住宅確保要配慮者の施策として、目標1基本方針 の「(1)居住新体制の充実」、「(2)公営住宅等の適 切な供給」、「(4)高齢者の住まい・住まい方支援」、 「(5)子育て世帯への居住支援」に記載しております。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
19	佐々木委員 (当懇話会)	第4章	P46	<p>目標1 基本方針(3) 施策1 民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備 (2行目) ・・・, 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進,</p> <hr/> <p>連帯保証人がいないなどの賃貸人の不安の解消を図り, ・・・</p> <p>施策2 民間賃貸住宅等の活用の推進 (4行目) ・・・支援制度, <u>心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン</u>など</p>	<p>遺品の整理, 契約の継承, 現状回復, 保証人制度など, 国の動向を参考にしながら対策が必要。</p>	<p>目標1 基本方針(3) 施策1 民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備 ご意見を踏まえ, 修正しました。 ・・・, 新たな住宅セーフティネット制度の普及促進, <u>国の残置物の処理等に関する契約の活用の手引きの周知,</u> 連帯保証人がいないなどの賃貸人の不安の解消を図り, ・・・</p> <p>施策2 民間賃貸住宅等の活用の推進 ご意見を踏まえ, 修正しました。 ・・・支援制度, <u>「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン(令和3年10月)」</u>など ※国土交通省の心理的瑕疵に対するガイドラインとして 今月公開された名称に変更しました。</p>
20	市町村	第4章	P46	<p>目標1 基本方針(3) 施策2 民間賃貸住宅等の活用の推進 <u>「セーフティネット(入居制限のない場合も含む)住宅の登録の促進」</u>を追加。</p> <p>理由: 「住まいの確保」に苦勞して相談に来る方で, 犯罪歴者, 薬物依存者は苦慮している。入居制限のない場合も加味する必要がある。</p>	<p>ご意見のありました刑務所出所者等(保護観察対象者等)に対する住まいの支援につきましては, 目標1 基本方針(3)の住宅確保要配慮者に含まれております。 (P46) 入居制限の対象とならない場合であっても, 入居制限をおこなっている理由には, 賃貸人の理解や不安があり, その不安を解消する必要があることから, 目標1 基本方針(3) 施策1に賃貸人の不安解消の取組等を記載しています。(P46) 伴走型の支援が必要と考えられることから, 目標1 基本方針(1) 施策1の入居支援や見守り支援等を行う居住支援法人の指定の取組を記載しています。(P44)</p>	
21	宮城県居住 支援協議会		P44			<p>住まいの連携強化のための連絡協議会は, 国土交通省, 厚生労働省及び法務省の連携を強化し, 高齢者や障害者, 子どもを育成する家庭のほか, 刑務所出所者等を含めた住まい・生活・自立に係るセーフティネット機能の強化を目指しているが, 刑務所出所者等への住宅の支援については触れなくてよいか。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
22	市町村	第4章	P47	<p>目標1 基本方針(4) 施策1 高齢者の住まいの確保 (5行目から) ・県と市町村は、公営住宅の入居申込時の高齢者世帯への優遇措置を継続して実施します。</p>	<p>目標1 基本方針(4) 施策1 高齢者の住まいの確保 「県と市町村は、公営住宅の入居申込時の高齢者世帯への優遇措置を継続して実施します。」となっているが、現状優遇措置をすることが難しい状況である。</p>	<p>目標1 基本方針(4) 施策1 高齢者の住まいの確保 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県と市町村は、公営住宅の入居申込時の高齢者世帯への優遇措置や単身高齢者の入居要件の見直しなどと合わせ、<u>公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の活用などを検討するなど、地域の实情に応じた高齢者の住まいの確保に努めます。</u></p>
23	事務局				<p>高齢者の単身の方が入居できる公営住宅が少ないという課題があるのではないか。</p>	
24	市町村	第4章	P48	<p>目標1 基本方針(5) 子育て世帯の住まいの確保 (1行目から) ・県と市町村は、公営住宅の入居申込時の子育て世帯への優遇措置を継続して実施します。</p>	<p>目標1 基本方針(5) 施策1 子育て世帯の住まいの確保 「県と市町村は、公営住宅の入居申込時の子育て世帯への優遇措置を継続して実施します。」となっているが、現状優遇措置をすることが難しい状況である。</p>	<p>目標1 基本方針(4) 施策1 子育て世帯の住まいの確保 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県と市町村は、公営住宅の入居申込時の子育て世帯への優遇措置など、<u>地域の实情に応じた子育て世帯の住まいの確保に努めます。</u></p> <p>※地域の实情を踏まえる必要があることから修正しました。 ※No11と合わせた取り組みが必要になります。</p>
25	市町村	第4章	P48	<p>目標1 基本方針(5) 施策2 子育てしやすい居住環境の整備 (6行目から) ・・・地域のニーズに応じた子育て支援施設の導入などの検討を行い、子育てしやすい居住環境の整備を図ります。</p>	<p>目標1 基本方針(5) 施策2 子育てしやすい居住環境の整備 以下のとおり修正。 ・・・地域のニーズに応じた子育て支援施設などの検討を行うなど、子育てしやすい居住環境を図ります。</p> <p>理由：限定的な表現ではなく例示に留めるため。</p>	<p>目標1 基本方針(5) 施策2 子育てしやすい居住環境の整備 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・・・地域のニーズに応じた子育て支援施設の導入などの検討を行う<u>など</u>、子育てしやすい居住環境の整備をします。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
26	県庁 関係各課	第4章	P48	<p>目標1 基本方針(5) 施策2 子育てしやすい居住環境の整備 (8行目から)</p> <p>・県は、市町村と連携し、安心・安全まちづくり推進事業による防犯に関する知識の普及や、県民自らが主体的に防犯活動等に取り組む機運を醸造し、子供を犯罪等の被害から守るための活動を推進します。</p>	<p>目標1 基本方針(5) 施策2 子育てしやすい居住環境の整備 以下の通り修正。(8行目から)</p> <p>・県は、<u>「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」</u>や<u>「子どもを犯罪の被害から守る条例(平成27年宮城県条例第63号)」</u>、<u>「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」</u>に基づき、<u>各種媒体による広報啓発や防犯ボランティアに対する講習会等の開催により、地域全体で子供を見守っていく気運を醸成します。</u></p> <p>理由：具体的な計画名等を記載するなど内容を精査。</p>	意見のとおり修正しました。
27	事務局	第4章	P49	—	国土交通省のから最新の住宅循環システムの図の提供があったため。	差し替えしました。
28	県庁 関係各課	第4章	P50	<p>目標2 基本方針(1) 施策2 環境にやさしい住宅の普及 (2行目)</p> <p>・・・省エネルギー改修_____ _____などに対し、スマートエネルギー住宅普及促進事業などの補助事業による財政的な支援を行い、環境に配慮した住宅の普及を促進します。</p>	<p>目標3 基本方針(3)</p> <p>施策1 震災の経験等の伝承 施策2 震災の経験等を踏まえた住まいの再建</p> <p>災害発生時における停電対策として、地域の集会場等を含む新築、改築時において、自然エネルギーを活用した発電装置や蓄電装置の設置を推奨することとしたらどうか。</p>	<p>目標2 基本方針(1) 施策2 環境にやさしい住宅の普及 ご意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>・・・省エネルギー改修<u>や災害などの停電時にも活用が期待される太陽光発電システム</u>などに対し、スマートエネルギー住宅普及促進事業などの補助事業による財政的な支援を行い、環境に配慮した住宅の普及を促進します。</p> <p>※太陽光パネルの設置の取り組みに、災害時に活用できる旨を追記しました。</p>
29	佐々木委員 (当懇話会)	第4章	P50	<p>目標2 基本方針(1) 施策2 環境にやさしい住宅の普及 (6行目)</p> <p>・・・県産材利用サステナブル住宅普及促進事業などの補助事業による財政的な支援を行い、地域の住宅産業の活性化・・・</p>	<p>補助金制度などがあるが、県産材の積極的な活用について、更に積極的に推進していくという文言を入れていただくと良い。</p>	<p>目標2 基本方針(1) 施策2 環境にやさしい住宅の普及 ご意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>・・・県産材利用サステナブル住宅普及促進事業などの補助事業による財政的な支援<u>やみやぎの木づかい運動を通じ</u>、地域の住宅産業の活性化・・・</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
30	県庁 関係各課	第4章	P50	目標2 基本方針(1)施策2 環境にやさしい住宅の普及 (8行目) ・・・, <u>宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業</u> 、・・・	目標2 基本方針(1)施策2 環境にやさしい住宅の普及 次を削除。 ・・・, <u>宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業</u> 、・・・ 理由:当該事業は令和2年度で終了のため。	意見のとおり修正しました。
31	県庁 関係各課	第4章	P50	目標2 基本方針(1)施策2 環境にやさしい住宅の普及 図中のスマートエネルギー住宅普及促進事業の補助内容 ・太陽光発電__システムの設置 ・ <u>地中熱ヒートポンプシステム</u> ・ <u>ZEHの建設</u>	目標2 基本方針(1)施策2 環境にやさしい住宅の普及 図中のスマートエネルギー住宅普及促進事業の補助内容 次の通り修正。 ・太陽光発電システム <u>等</u> の設置 ・ <u>地中熱ヒートポンプシステム</u> を削除 理由:その他補助対象設備を「等」として表現するため。 ・ <u>ZEHの建設</u> を削除 理由:令和3年度現在, ZEH建設そのものに対する補助を実施していないため。	意見のとおり修正しました。
32	事務局	第4章	P52	目標2 基本方針(2)施策3 住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業 (13行目から新規追加)	住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業の取り組みに人材育成の取り組みがあることから追加すべきではないか。	目標2 基本方針(2)施策3 住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業 次のとおり追加しました。 ・ <u>県は, 県立高等技術専門学校において, 地域の住まいを支える大工技能者等の担い手を育成します。また, 事務所等が実施する職業訓練のうち, 県の認定を受けた「認定職業訓練」を通じて, 地域で働く方々に, 大工等の技能や知識の向上を目指した各種訓練を支援し, 大工技能者等の育成機会と職業訓練の質的水準を確保します。</u>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
33	井上委員 (当懇話会)	第4章	P53 P52 P67	目標2基本方針(3)施策2 空き家の増加の抑制 (5行目) ・県は、・・・県民が地域の住宅関連事業者に安心してリ フォーム_____を相談できる体制の構築・・・	売買、賃貸の手前の予備群的なところの維持管理を、ス ムーズに移行できるように相談体制の構築に向けた検討が 必要。	目標2基本方針(3)施策2 空き家の増加の抑制 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県は、・・・県民が地域の住宅関連事業者に安心してリ フォームや維持管理等を相談できる体制の構築・・・ ※P52 目標2基本方針(2)施策3(7行目)、P67重点 推進プログラム3重点内容【市町村と地域の専門家の連 携】(4行目)も同様に修正しました。
34	宮城県居住 支援協議会	第4章	P54 P46	—	〔安心できる住宅を確保できるよう支援体制を強化〕 空き家が増加傾向なので精度の高いマッチングするシス テム作り。 民間側でいうと「賃料が確実か」「万一の際の連絡先」 が最低限。自動引落、連絡先については行政が仲介などバ リアフリー以外は相互協力で何とかするのは。	ご意見のありました空き家バンクとして、「目標2基本 方針(3)施策3 空き家の活用促進」の主な取り組みに、 記載しております。精度の高いマッチングするシステム作 りにつきましては、今後の参考とさせていただきます。 (P54) また、賃貸人の不安要素の解消として、「目標1基本方 針(3)施策1 民間賃貸住宅等の活用に向けた環境整備」 に記載しております。相互協力等につきまして、今後の参 考とさせていただきます。(P46)
35	佐々木委員 (当懇話会)	第4章	P54	目標2基本方針(3)施策3 空き家の活用促進 (2行目から) ・県は、農地付き空き家など・・・空き家バンク 活用の取 り組みを支援し、空き家の活用を促進します。	農地の貸付最低面積は緩和している市町村が増えている が、緩和も含め誰でも受け入れる体制によって空き家も 減っていくのではないかと。	目標2基本方針(3)施策3 空き家の活用促進 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県は、農地付き空き家など・・・空き家バンク 活用の取 り組みを支援するとともに、 <u>県内市町村や他県の取組など を市町村と情報共有し</u> 、空き家の活用を促進します。
36	井上委員 (当懇話会)				他縣市町村では、空き家バンクが活用されていて、リ モート相談会など取り組みが進化しており、このような取 り組みを検討してもらいたい。	

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
37	米村委員 (当懇話会)	第4章	P54 P48	目標2 基本方針(3) 施策3 空き家の活用促進 (4行目から) ・県は、移住・定住推進事業により、市町村が行う移住者のための空き家の改修に対する財政的な支援を行うとともに、「みやぎ移住サポートセンター」及び「みやぎ暮らし相談センター」の運営等を通じて、宮城への移住の促進に向けた取り組みを支援します。	空き家等の活用について、お試し移住(二地域居住)や柔軟な形での空き家対策がなされていけばよい。	目標2 基本方針(3) 施策3 空き家の活用促進 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県は、 <u>空き家の改修を行う移住者への財政的な支援を市町村を通じて行うとともに、「みやぎ移住サポートセンター」の運営や、市町村が行っているお試し住宅や移住体験などの情報提供など、宮城の魅力を感じてもらう取組などを行い、宮城県への移住・定住を推進します。</u>
38	県庁 関係各課			理由:「みやぎ暮らし相談センター」が窓口の再編により「みやぎ移住サポートセンター」に統合されたため。その他文言の整理。 また、「移住イベントの開催」のほか、「市町村が行っているお試し住宅や移住体験などの情報提供」も行っている。	目標2 基本方針(3) 施策3 空き家の活用促進 以下のとおり修正。 ・県は、 <u>空き家の改修を行う移住者への財政的な支援を市町村を通じて行うとともに、「みやぎ移住サポートセンター」の運営や、移住イベントの開催など、宮城の魅力を感じてもらう取組などを行い、宮城県への移住・定住を推進します。</u>	※P48「目標1 基本方針(5) 施策1 子育て世帯の住まいの確保」を同様に修正しました。(7行目から)
39	事務局	第4章	P54	目標2 基本方針(3) 施策3 空き家の活用促進 (8行目から) ・県は、_____地域の空き家住宅等を・・・、地域交流拠点施設_____等に整備・活用した事例や・・・	空き家の利活用について、観光施策で空き家を活用して宿泊する方法もあるため、追記すべきではないか。	目標2 基本方針(3) 施策3 空き家の活用促進 次のとおり修正しました。 ・県は、 <u>福祉や観光などの担当部局と連携し、地域の空き家住宅等を・・・、地域交流拠点施設、<u>宿泊施設</u>等に整備・活用した事例や・・・</u>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
40	宮城県居住 支援協議会	第4章	P55	—	〔既存住宅市場やリフォーム市場の活性化〕 不動産業者としてインスペクションの費用助成等がないと定着しないと思う。実際、売主側で実施しても市場価格に転嫁できず二の足を踏む方が多数。買主側で実施するかという費用（10万円程度）を購入前に負担する方は少数。	ご意見のありましたインスペクションにつきましては、「目標2 基本方針（4） 施策2 既存住宅の流通を促進する環境整備」に記載しております。インスペクションの普及や定着方法につきましては、今後の参考とさせていただきます。
41	事務局	第4章	P55 P58	目標2 基本方針（4） 施策1 住み替えの促進 （4行目から） ・県は、_____高齢者世帯 や子育て世帯等の住み替えを支援する仕組みの構築を支援し、既存住宅ストックの有効活用を促進します。	目標2 基本方針（4） 施策1（4行目から）の住み替え支援の構築については、市町村や住宅関連事業者との連携しながら取り組みを検討する必要があるのではないかと。	目標2 基本方針（4） 施策1（P55） 住み替えの促進 次のとおり修正しました。 ・県は、 市町村や住宅関連事業者等と連携し 、高齢者世帯や子育て世帯等の様々なニーズに応じた住み替えを支援する仕組みの構築を 検討するなど 、既存住宅ストックの有効活用を促進します。 ※「目標3 基本方針（2） 施策1 多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり（P58）」を同様に修正しました。（12行目から）
42	県庁 関係各課	第4章	P56	目標2 基本方針（5） 施策1 子育て世帯等の住宅ニーズへの支援 （1行目） ・・・移住・定住者に向けた 入居支援制度 の取組の普及促進を図ります。	目標2 基本方針（5） 施策1 子育て世帯等の住宅ニーズへの支援 以下の通り修正。 ・・・移住・定住者に向けた 入居支援 の取組の普及促進を図ります。 理由：移住定住希望者に対する入居支援の制度はないことから、「制度」を削り「入居支援」という表現にしたもの。	意見のとおりに修正しました。

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
43	姥浦委員 (当懇話会)	第4章	P57	<p>目標3基本方針(1)施策1</p> <p>施策1 <u>災害リスク等を踏まえた住まい・まちづくり</u></p> <p>(1行目から)</p> <p><u>・県は、立地適正化計画による効果的、横断的な取り組み事例などについて市町村に情報提供を行いながら、市町村の立地適正化計画の策定を促進します。また、国の補助事業の活用により、調和の取れたコンパクトで機能的なまちづくりを支援します。</u></p>	<p>・災害リスクはかなり増えてきて非常に大きな課題があるのと、人口減少に対応して町をどうするというのも大きな柱として重要な課題であり、施策1の名称の「リスク等を踏まえた」の等に入っているところもあるが、このあたりをもう少し書き込むか、増やしていく必要がある。</p> <p>・狭い意味での都市計画ではなく、広い意味での都市計画、我々が住んでいる空間を計画するという、その空間計画とリンクした住まい・まちづくりというものを一つ付け加えてもいいのかな。その一つが立地的適正化計画。</p> <p>・立地適正化計画の策定を促進するのではなく、策定した後の取り組みについて、住環境整備なり、住生活に関する支援なりとリンクさせ、その実現を図っていく必要がある。</p>	<p>目標3基本方針(1)施策1</p> <p>ご意見を踏まえ、見直しました。</p> <p>施策1 <u>安全・安心で住み続けられる</u>住まい・まちづくり</p> <p>(1行目から)</p> <p><u>・県は、コンパクトで機能的なまちづくりの取組事例や、国の補助事業の活用事例などについて市町村に情報提供を行うとともに、公共交通の充実、防災、公共施設の再編、医療・福祉など様々な施策と地域の課題に応じて連携を図った市町村の立地適正化計画の作成を支援するなど、コンパクトで機能的なまちづくりを推進します。</u></p> <p>※災害リスクと合わせ、人口減少社会に対する施策を含めた内容に加筆修正しました。</p> <p>※施策の主な取り組みの掲載順番を入れ替えしました。(8行目→1行目)</p>
44	県庁 関係各課			<p>目標3 基本方針(1)</p> <p>施策1 <u>災害リスク等を踏まえた</u>住まい・まちづくり</p> <p>以下の通り修正。</p> <p><u>・県は、コンパクトで機能的なまちづくりの取組事例や、国の補助事業の活用事例などについて市町村に情報提供を行うとともに、公共交通の充実、防災、公共施設の再編、医療・福祉など様々な施策と連携を図ることが可能な市町村の立地適正化計画の作成を支援するなど、コンパクトで機能的なまちづくりを推進します。</u></p>		
45	宮城県居住 支援協議会	第4章	P57	—	<p>ハザードマップ作成</p> <p>仙台市内の山側以外はほぼ「色」が付く。例えば降雨災害は同じ地域でも差があるので「ピンポイント眩き(SNSなど)」など居住地の価値UPを自分でしてもらう手もある。市場の流通増加にも繋がる可能性あり。</p>	<p>ハザードマップの取り組みは、「目標3 基本方針(1) 施策1 安全・安心で住み続けられる住まい・まちづくり」の主な取り組みに記載しております。ハザードマップの活用方法につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
46	県庁 関係各課	第4章	P57	<p>目標3 基本方針(1) 施策2 景観等に配慮した美しい住まい・まちづくり (4行目から)</p> <p>・県は市町村とともに、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」等に基づき、住まいの防犯対策について周知及び普及を図るとともに「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」等によるバリアフリー化やユニバーサルデザインによる居住環境の整備を図ります。</p>	<p>目標3 基本方針(1) 施策2 景観等に配慮した美しい住まい・まちづくり 次のとおり修正。</p> <p>県は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に基づき、犯罪の起きにくい環境づくりについて、周知及び普及を図るとともに</p> <p>理由：具体的な計画名等を記載するなど内容を精査。</p>	<p>第4章 目標3 基本方針(1) 施策2 景観等に配慮した美しい住まい・まちづくり 意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>・県は、「<u>犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針</u>」に基づき、<u>犯罪の起きにくい環境づくりについて、周知と普及を行い、県、市町村、県民が連携して安全・安心な住まいまちづくりを進めます。</u></p> <p>・県と市町村は、「<u>だれもが住みよい福祉のまちづくり条例</u>」等に基づき、<u>ユニバーサルデザインの普及により、だれもが快適に暮らせる環境整備を図ります。</u></p> <p>※分かり易くするため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」とバリアフリーの取組を分けました。</p>
47	米村委員 (当懇話会)	第4章	P58	<p>目標3 基本方針(2) 多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり (3行目から)</p> <p>・・・地域の主体的な支え合いを育み、 _____</p> <p>「地域共生社会」の 実現を目指していきます。</p>	<p>LGBTの方など温かく迎えられるような環境づくり等が 求められる。</p>	<p>目標3 基本方針(2) 多様な人々・世代が暮らしやすい住まい・まちづくり ご意見を踏まえ、修正しました。(3行目から)</p> <p>・・・地域の主体的な支え合いを育み、<u>年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、全ての住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創る「地域共生社会」</u>の実現を目指していきます。</p> <p>※第4章 目標3 基本方針(2)において含まれていることからより具体的に記載しました。</p>
48	宮城県居住 支援協議会			<p>4. 住まい、まちづくりへの意識啓発プログラム (P68) 主な施策と取り組み</p> <p>1 高齢者が安心して暮らせる住まい方と環境づくり</p> <p>障害者の自立に向けた支援でもあるので、追記を提案する。</p>		

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
49	市町村	第4章	P59	目標3 基本方針(2) 施策2 地域コミュニティの維持・活性化 (4行目から) ・県と市町村は、 <u>公営住宅の空き家を利活用し、子育て関連施設や福祉施設等への目的外使用を図り、コミュニティの活性化を促進します。</u>	目標3 基本方針(2) 施策2 地域コミュニティの維持・活性化 以下の通り修正。 県と市町村は、 <u>公営住宅の空き家を利活用し、子育て関連施設や福祉施設等への目的外使用により公営住宅の空き住戸を利活用するなど</u> 、コミュニティの活性化を促進します。 理由：限定的な表現ではなく例示に留めるため。	目標3基本(2) 施策2 地域コミュニティの維持・活性化 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・県と市町村は、 <u>子育て関連施設や福祉施設等への目的外使用により公営住宅の空き住戸を利活用するなど</u> 、コミュニティの活性化を促進します。
50	事務局	第4章	P61	「成果指標」のページは「第3章 2住宅政策の目標」の次のページに位置付けていた。	「成果指標」のページについては、施策の効果を検証する目標値のため、施策を示した後に記載すべきではないか。	「成果指標」のページは、「第4章の1 目標に向けた施策展開」の次のページ(P61)に移動しました。
51	姥浦委員 (当懇話会)	第4章	P61	2 成果指標 目標3 【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 目標値 <u>50%</u> (2026年)	成果指標の「災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進」の目標値が50%は低い。100%達してもいいくらい。	2 成果指標 目標3 【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 目標値 <u>65%</u> (2026年) ※成果指標の目標値は国と合わせ、2026年に50%としておりましたが、東日本大震災や令和元年台風を経験し、全国よりも取り組みが進んでいることが考えられることから、ご意見も踏まえ修正しました。
52	県庁 関係各課	第4章	P61	2 成果指標 目標3 【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 (1行目) 地域防災計画__に基づき	2 成果指標 目標3 【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 「地域防災計画に基づき」との記載がありますが、現行の県地域防災計画には住生活基本計画に係る記載は無いようですので、記載内容の確認が必要。	2 成果指標 目標3 【災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進】 意見を踏まえ、修正しました。 地域防災計画等に基づき・・・ ※基づくものは地域防災計画だけではないことから、国と表現を合わせました。

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
53	事務局	第4章	P62	3 公営住宅_供給目標量	公営住宅供給目標量について、国との事前協議の結果を反映させるべきではないか。	国との協議結果を反映させ、修正しました。説明文等もそれに合わせて修正しました。 公営住宅等供給目標量
54 -1	石井会長 (当懇話会)	第5章	P64 P65 P67 P54	(新規追加)	<p>・計画の内容は、全国で大体同じようなものができるが、どの取組を充実させていくのか、より目標に向っていけるのか、具体的に見えるといい。全国の取組を通し、考えていく必要がある。</p> <p>・一つの施策、目標、方針に対して、それがいろんなことに実は繋がっているということの見せ方、伝え方の問題で、もう少し工夫があるといい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、重点的に取り組む施策を位置づけた「重点推進プログラム」について、すべての目標に対し横断的に取り組むため、図や施策を見直しました。</p> <p>・「1 住まい確保プログラム」の主な施策と取り組みに目標2 基本方針（3）施策3 「<u>空き家の活用促進</u>」を追加しました。（P65）</p> <p>・「3 空き家の利活用・抑制推進プログラム」の主な施策と取り組みに目標1 基本方針（5）施策1 「<u>子育て世帯の住まいの確保</u>」を追加しました。（P67）</p> <p>・それに伴いP64の図を修正しました。 （No58と合わせて図を修正。「2 若年・子育て住まい応援プログラム」に「<u>子育てしやすい居住環境の整備</u>」を追加しました。）</p> <p>目標2 基本方針（3）施策3に主な取り組みを追加しました。（P54）（12行目から）</p> <p>・<u>県は、セーフティネット住宅（専用住宅）の改修費や家賃補助等の支援制度などの周知に努め、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅への登録促進により、民間賃貸住宅の空き家の活用を図ります。</u></p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容																																							
54 -2	石井会長 (当懇話会)	第6章	P64	<p style="text-align: center;">中間案</p> <p>表：目標とプログラムの関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい</th> <th>目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい</th> <th>目標3 備え・支え合う 住まいと地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プログラム1 住まい確保プログラム</td> <td>(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1</td> <td style="border: 2px solid red;">☐</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム</td> <td style="border-bottom: 2px solid red;">(5) - 1</td> <td>(5) - 1</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</td> <td style="border: 2px solid red;">☐</td> <td>(2) - 3 (3) - 3 (4) - 2</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム</td> <td>(4) - 2</td> <td>(2) - 3</td> <td>(1) - 1 (3) - 2</td> </tr> </tbody> </table> 	目標	目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい	目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい	目標3 備え・支え合う 住まいと地域	プログラム1 住まい確保プログラム	(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1	☐	(2) - 1	プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム	(5) - 1	(5) - 1	(2) - 1	プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム	☐	(2) - 3 (3) - 3 (4) - 2	(2) - 1	プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム	(4) - 2	(2) - 3	(1) - 1 (3) - 2	<p style="text-align: center;">最終案</p> <p>表：目標と重点推進プログラムの関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th> <th>目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい</th> <th>目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい</th> <th>目標3 備え・支え合う 住まいと地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プログラム1 住まい確保プログラム</td> <td>(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1</td> <td style="border: 2px solid red;">(3) - 3</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム</td> <td style="border-bottom: 2px solid red;">(5) - 1 (5) - 2</td> <td>(5) - 1</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</td> <td style="border: 2px solid red;">(5) - 1</td> <td>(2) - 3 (3) - 1 (4) - 2</td> <td>(2) - 1</td> </tr> <tr> <td>プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム</td> <td>(4) - 2</td> <td>(2) - 3</td> <td>(1) - 1 (3) - 2</td> </tr> </tbody> </table> 	目標	目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい	目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい	目標3 備え・支え合う 住まいと地域	プログラム1 住まい確保プログラム	(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1	(3) - 3	(2) - 1	プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム	(5) - 1 (5) - 2	(5) - 1	(2) - 1	プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム	(5) - 1	(2) - 3 (3) - 1 (4) - 2	(2) - 1	プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム	(4) - 2	(2) - 3	(1) - 1 (3) - 2
目標	目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい	目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい	目標3 備え・支え合う 住まいと地域																																										
プログラム1 住まい確保プログラム	(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1	☐	(2) - 1																																										
プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム	(5) - 1	(5) - 1	(2) - 1																																										
プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム	☐	(2) - 3 (3) - 3 (4) - 2	(2) - 1																																										
プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム	(4) - 2	(2) - 3	(1) - 1 (3) - 2																																										
目標	目標1 ひとりひとりが 安心できる 住まい	目標2 豊かさを 繋いでいく 住まい	目標3 備え・支え合う 住まいと地域																																										
プログラム1 住まい確保プログラム	(1) - 2 (2) - 2 (3) - 1	(3) - 3	(2) - 1																																										
プログラム2 若年・子育て住まい応援プログラム	(5) - 1 (5) - 2	(5) - 1	(2) - 1																																										
プログラム3 空き家の利活用・抑制推進プログラム	(5) - 1	(2) - 3 (3) - 1 (4) - 2	(2) - 1																																										
プログラム4 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム	(4) - 2	(2) - 3	(1) - 1 (3) - 2																																										

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
55	宮城県居住 支援協議会	第5章	P65	1. 住まい確保プログラム ■重点内容 【居住支援及び体制の充実】 (1行目から) ・・・するため、県は宮城県居住支援協議会構成団体や市町村と連携を強化し、	1. 住まい確保プログラム 【居住支援及び体制の充実】 入居前・後の居住支援の環境整備や相談体制の確立 高齢者や障害者の住まいの確保については、医療や福祉との連携が必要な場合もあるが、医療ソーシャルワーカーや地域包括支援センター等、医療や福祉との連携については、「居住支援協議会構成団体や市町村と連携を強化」に含まれるものと考えてよいか。	1. 住まい確保プログラム ■重点内容 【居住支援及び体制の充実】 ご意見を踏まえ、修正しました。 ・・・するため、県は市町村、宮城県居住支援協議会構成団体、保健福祉・医療関係団体等と連携を強化し、 ※「目標1基本方針(1)施策2 地域における居住支援体制の構築」も同様に修正しました。(3行目) (P44)
56	宮城県居住 支援協議会	第5章	P65	—	社会情勢の変化については、低所得の高齢単身世帯の増加に加え、コロナ禍により低所得の若年単身世帯も増えている。今後も住宅に困窮する世帯の構成に変化が見込まれることから、ハード面だけでなく入居要件の見直し等も含めて記載した方がよいのではないか。	重点推進プログラム1の主な施策2 公営住宅・災害公営住宅の適切な運営の主な取り組みには、「入居要件の見直し」を記載しております。
57	宮城県居住 支援協議会	第5章	P65	—	1. 住まい確保プログラム 参考指標(モニタリング指標) 2 居住支援法人による相談件数 相談件数だけでなく、相談後の入居率、1年後の定着率など、相談後に住まいが確保できているのか、また、安定した居住につながっているかが重要ではないか。	ご意見のありました相談後の入居等につきましては、今後の居住支援の取組の課題として認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
58	事務局	第5章	P66	<p>2 若年・子育て住まい応援プログラム</p> <p>■重点内容</p> <p>【若年・子育て世帯向けの住まいの支援の充実】 (4行目から)</p> <p><u>また、県民向けに、若年・子育て世帯にやさしい住宅などの住まいの情報提供を行います。</u></p> <p>【子育てしやすい住まい・居住環境の整備】 (1行目から)</p> <p><u>新型コロナ対策による在宅勤務などの新しい生活様式に対応した住宅内テレワークスペース等を確保するためなどのリフォームや、二地域居住などの多様なライフスタイルに対応するため、国・県・市町村の各種補助制度の周知及び普及促進を図ります。</u></p> <p>_____子育てと・・・対応した _____居住環境を整備するため、・・・</p> <p>■主な施策と取り組み (新規追加)</p>	<p>「2 若年・子育て住まい応援プログラム」の重点内容につきまして、施策に合わせて、具体的な事例などを、見直しすべきではないか。</p> <p>また、見直した重点内容のと合わせ、主な取り組みに、目標2基本方針(5)施策2を追加すべきではないか。</p>	<p>2 若年・子育て住まい応援プログラム</p> <p>■重点内容</p> <p>【若年・子育て世帯向けの住まいの支援の充実】 次の通り見直しました。</p> <p><u>子育てしやすい住まいとして、IoT技術等を活用した新しい住まいや、住宅内テレワークスペースや家事負担の軽減に資するリフォーム事例などの情報提供を行うなど、若年・子育て世帯にやさしい住宅の住まいを普及します。</u></p> <p>【子育てしやすい住まい・居住環境の整備】 (1行目から)</p> <p>(※重点内容の「若年・子育て世帯向けの住まいの支援の充実」に移動し内容を見直しました。)</p> <p><u>三世帯同居・近居、二地域居住、</u>子育てと・・・対応した <u>住まい・居住環境を整備するため、・・・</u></p> <p>■主な施策と取り組みに次を追加しました。</p> <p>主な施策 <u>子育てしやすい居住環境の整備</u></p> <p>主な取り組み <u>まちづくり施策と連動した子育てしやすい居住環境整備の推進</u></p>
59	宮城県居住 支援協議会	第5章	P66	—	<p>2 若年・子育て住まい応援プログラム</p> <p>参考指標(モニタリング指標)</p> <p>1 子育て世帯への住まいに関する支援制度を 実施している市町村数(住宅関連への補助)</p> <p>子育て世帯の住みやすさは、産科や小児科、保育・病後児保育等の施設利用のしやすさにも大きく影響されるため、住宅関連の補助だけでなく、各施設の整備状況や移動手段に関する補助等も参考指標に含めるべきではないか。</p>	<p>ご意見のありました子育て世帯の住みやすさにつきまして、住宅のみならず、様々な施設やサービスなどの支援に影響されるものと考えておりますので、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
60	市町村	第5章	P67	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>■重点内容</p> <p>【空き家等の利活用】 (1行目から) 子育て世帯や移住・定住者等への情報提供を通じて、市町村の空き家バンク等の利用促進を図ります。市町村と協働し、空き家の改修に対する財政的な支援を行います。入居希望者が住みたいと感じる空き家を選択できるよう、安心R住宅やインスペクションなどの普及啓発を図ります。 空き家住宅等を地域のニーズに応じて子育て支援施設などに活用するなどの先進事例の情報提供や市町村の空き家対策に係る国の補助事業等の活用を推進します。</p>	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>■重点内容</p> <p>【空き家等の利活用】 以下のとおり修正。 市町村と協働し、空き家の改修などに対する支援などにより、空き家の有効活用の促進に努めます。入居希望者が住みたいと感じる空き家を選択できるよう、安心R住宅やインスペクションなど、住宅性能に関する情報提供などをすることにより、既存住宅の資産価値を向上する取組の普及・啓発を図ります。</p> <p>理由：限定的な表現ではなく例示に留めるため。</p>	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>■重点内容</p> <p>【空き家等の利活用】 ご意見を踏まえ、見直しました。 <u>市町村の空き家バンク等の設置や利用を促進し、子育て世帯や移住を検討する方に向けた情報提供を行うとともに、市町村を通じて移住者が行う空き家改修に対し財政的な支援を行うことで、空き家の利活用の促進を図ります。また、入居希望者等へ空き家を含む既存住宅の性能がわかりやすく提示されるよう、安心R住宅やインスペクションなどの普及啓発を図るなど、購入物件の安心感を高める取組を行います。</u></p>
61	市町村	第5章	P67	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>参考指標（モニタリング指標）</p> <p>4 空き家バンクを設置している市町村数 25市町</p>	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>参考指標（モニタリング指標）</p> <p>4 空き家バンクを設置している市町村数 本村では令和2年1月に空き家バンクを設置しており、現況値（2020年度末）の「25」中に含まれているのか。</p>	<p>3 空き家の利活用・抑制推進プログラム</p> <p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>参考指標（モニタリング指標）</p> <p>4 空き家バンクを設置している市町村数 24市町村</p> <p>※令和3年度実施の1町を含めていたため、令和2年度末の数値として、貴村を含めた数値に修正します。</p>
62	県庁 関係各課	第5章	P68	—	<p>4. 住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム</p> <p>参考指標（モニタリング指標）</p> <p>3 地域防災計画等で建設型応急住宅の建設候補地の見直しをしている市町村数</p> <p>「地域防災計画等で建設型応急住宅の建設候補地の見直しをしている市町村数」との項目について、市町村地域防災計画における当該部分における記載内容含め確認が必要。</p>	<p>ご意見のありました県地域防災計画には、「県は、応急仮設住宅の整備が可能な公用地等を把握し・・・」とあり、担当課と連携し取り組みを進めます。また、市町村計画につきましては、今後の取り組みの中で確認をとるとともに、東日本大震災や令和元年台風の経験などを踏まえ、市町村に働きかけていきます。</p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
63	事務局	第6章	P71	<p>(1) 計画推進にむけた役割</p> <p>③地方公共団体等の役割</p> <p>1) 県の役割 (8行目から)</p> <p>・・・支援等に努めます。<u>(新規追加)</u></p> <p>2) 市町村の役割 (2行目)</p> <p>市町村住生活基本計画の策定や改定を<u>進め</u>, ・・・</p>	<p>「計画の推進にむけて」で、市町村は法定計画ではないことや、計画の策定や改定の進め方、市町村の意識づけなどについて、記載すべきではないか。</p>	<p>(1) 計画推進にむけた役割</p> <p>③地方公共団体等の役割</p> <p>1) 県の役割</p> <p>次のとおり修正しました。</p> <p>・・・支援等に努めます。<u>また、地域特性に応じたきめ細かな施策を講じるため、住民に身近な自治体である市町村においても住生活基本計画を策定することが望ましく、全国計画や宮城県住生活基本計画を踏まえつつ策定できるよう支援を行います。</u></p> <p>2) 市町村の役割 (2行目)</p> <p>市町村住生活基本計画の策定や改定に<u>努め</u>, ・・・</p>
64	事務局	第6章	P71	<p>(1) 計画推進にむけた役割 ③地方公共団体等の役割</p> <p>1) 県の役割 (1行目から)</p> <p>公営住宅の供給については、市町村が地域__ニーズに基づき主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建替えは行わず、既存ストックの適切な管理や改善等による長期的活用を図りながら_____</p> <p>_____一定の居住環境が整備された民間賃貸住宅の活用を検討し、地域の実情に応じた公営住宅の需給バランスの確保に取り組みます。</p>	<p>沿岸部では災害公営住宅が建設され、空き住戸の発生が問題視されてる。そのことから、既存公営住宅から、設備のとのった災害公営住宅や一定の居住環境が整備された民間賃貸住宅の活用を、市町村と協議調整しながら検討していく必要があるのではないか。</p>	<p>(1) 計画推進にむけた役割 ③地方公共団体等の役割</p> <p>1) 県の役割</p> <p>次のとおり修正しました。</p> <p>公営住宅の供給については、市町村が地域の__ニーズに基づき主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建替えは行わず、既存ストックの適切な管理や改善等による長期的活用を図り<u>ます</u>。<u>また、各市町村と連携し、協議・調整を図りながら、災害公営住宅や一定の居住環境が整備された民間賃貸住宅の活用を検討し、地域の実情に応じた公営住宅の需給バランスの確保に取り組みます。</u></p>

番号	ご意見者	章	最終案 ページ	中間案における記載内容	ご意見等の内容	最終案における 対応内容
65	有川委員 (当懇話会)	第6章	P72	(2) 計画の推進体制 (9行目から新規追加)	具体化した目標や施策にしても進める上で難しいところはまだまだ残っている	(2) 計画の推進体制 ご意見を踏まえ、修正しました。 <u>今回の計画改定を契機とし、これらの会議について再編など必要な見直しを行い、各主体や関係機関とのさらなる連携及び協働による住宅施策の推進体制の構築に努めていきます。</u> ※計画の推進体制に新たな計画の推進体制について、会議の再編などの必要な見直しをする旨を追記しました。
66	石井会長 (当懇話会)				住宅の問題は、福祉やまちづくりなど他部局や様々な団体も一緒になった連携を作りが必要。改めてご確認しておく必要がある。また、一体誰が調整しながら連携を進めていくのが課題。	
67	井上委員 (当懇話会)				住教育として、部会なりワーキングを設立してもいい。	
68	事務局	資料編	P73	用語の解説を各ページ下部での説明。	用語の解説について、各ページ内で解説しており、一部のページで説明する文字が多くなっていて、見にくくなっていたことから、整理すべきではないか。	用語の解説は各ページ内ではなく、資料編(P73)での解説に統一しました。各ページの文章中に、用語の解説がある用語の後ろには「※」を付けました。
69	米村委員 (当懇話会)	その他	—	—	家の地盤は良くても周辺で乱開発が行われる危険性があるので、乱開発等が行われないようにするなどの取組や強化が大事。	現在、県では「盛土による災害防止のための総点検」を進めております。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
70	佐々木委員 (当懇話会)	その他	—	—	私道に面した住宅の建替や売買時に、私道の共有者全員の同意書がなければ、水道管等の工事の許可が市町村からおりず、工事できない。	私道の取り扱いにつきましては、担当部署と情報共有を図りつつ、国の動向を注視していきます。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
71	石井会長 (当懇話会)	その他	—	—	骨子については、課題と視点と重点プログラム等全体像を理解しやすいので、今後作成する概要版等に活用できるとよい。	計画の概要版を作成する際に対応します。
72	姥浦委員 (当懇話会)	その他	—	—	概要版の宮城の強みと弱みが書いてあるが、計画本文には書いていない。強みと書く必要もない。	ご意見を踏まえ、震災後の特異な数値であることも考慮しつつ、特徴として整理します。(概要版)
73	石井会長 (当懇話会)				概要の中の強み、弱みは、宮城県の特徴ということでおさえればよい。	
74	有川委員 (当懇話会)				概要の強み、弱みのところの数値は宮城県の特徴と言えるが、震災後の特異的な数値であることも考慮する必要がある。	